

## 違反是正事例（事例 2－2）

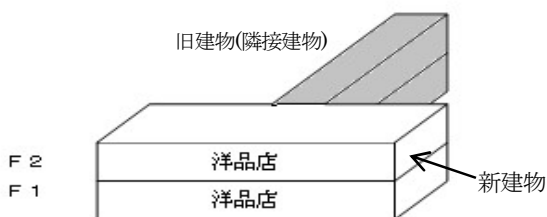
テーマ < 長期にわたる未是正対象物に対する違反処理 平成 16 年 >

（警告・4 項）

- 建物取り壊しや資金難を理由に、長期にわたり違反指摘事項が是正されない  
防火対象物に対する違反処理事例

### 防火対象物の概要

(1) 用 途	物品販売店舗（4）項
(2) 構造・規模	木造 地上 2 階
	建築面積 362.01 m <sup>2</sup> 延べ面積 703.56 m <sup>2</sup>
(3) 消防用設備等	消火器、誘導灯



### 1. 違反処理の概要

#### (1) 過去の経過

ア 当該対象物は、昭和 25 年 9 月頃に新築（木造モルタル瓦葺き延べ面積 168.59 m<sup>2</sup>）され、その後、隣地に存在していた建物（木造モルタル瓦葺き 延べ面積 534.97 m<sup>2</sup>）を所有者が購入、昭和 33 年頃に当該建物相互を接続して 1 棟とした経緯がある。

イ 消防署の立入検査については、過去の記録によると昭和 38 年 6 月 6 日に初めて実施している記録がある。消防用設備等の設置状況は、屋内消火栓設備が昭和 41 年 5 月 16 日の立入検査時において、「屋内消火栓設備のボックス前の物品除去」の指導を行っていることから、昭和 49 年の消防法改正前には設置されていたようであった。

ウ その後の記録によると屋内消火栓設備を消防法改正による技術上の新基準に改修するよう継続指導しているが、平成 8 年 2 月 20 日の立入検査時に特例基準の運用通知に基づく基準に改修するよう指導を変更しており、更には平成 10 年 3 月 12 日の立入検査時に、新たに当該設備を設置するよう再変更の指導をしている。

エ その後は継続して新たな設備の設置を指導しているが、平成 15 年 7 月 11 日に確認したところ、木製の消火栓ボックスの存在は認められるが、ポンプ等は認められず、消火栓ボックス内にホースもない状況であり、老朽化が甚だしく新基準への改修は不可能と判断された。

オ 自動火災報知設備については、建物を接続した昭和 33 年から設置義務が生じているが、具体的に消防側が設置指導をしているのは、昭和 50 年 4 月 1 日以降である。

漏電火災警報器については、昭和 48 年 2 月の立入検査時から設置指導を行っている。

重要設備の設置義務違反（特定違反）であるため、所轄消防署は毎年 1 回の立入検査を延べ 30 回程度実施し、設置指導をしているが、関係者は資金難等を理由に改修又は設置していない状況であった。

## (2) 違反状況

- ① 屋内消火栓設備未設置（消防法施行令第 11 条第 1 項第 2 号）
- ② 自動火災報知設備未設置（消防法施行令第 21 条第 1 項第 3 号）
- ③ 漏電火災警報器未設置（消防法施行令第 22 条第 1 項第 3 号）

## (3) 違反処理の経過

### ア 立入検査

違反対象物として、長年にわたり指導しているにもかかわらず、重要でかつ複数の消防用設備等を設置せず、加えて当該対象物が木造であるということを考慮し、平成 16 年 1 月 30 日に再度立入検査を実施した。

### イ 警告書交付

屋内消火栓設備については、過去に、新基準に適合するよう改修を指導をしたり、新たに設置するよう指導するなど、指導に一貫性がない面もあったが、違反を継続させることはできないと判断し、平成 16 年 2 月 7 日消防署長名により、3 設備を設置するよう警告書を交付した。

### ウ 警告後の経緯

名宛人である所有者（洋品店経営）は、下記の理由により警告の履行期限を経過しても設置しなかった。

- (ア) 過去、長年にわたり消防が立入検査を実施しているにもかかわらず、今回のみ警告書を交付したことについて納得がいかない。
- (イ) 建物の老朽化が激しく、近々取り壊しの予定があるのもつたいない。
- (ウ) 不景気で設置したくても資金がない。

### エ 上位措置の検討

名宛人がかたくなに設置を拒んでいる状況であり、結果的に長年にわたり違反状態を容認していたことや取り壊しの予定もあることから、再度「警告」を発動するよう準備を進めていたが、所轄署と消防本部で措置の協議を行った結果、再度警告を発動する必要性が認められず、行政指導のままでは消防目的が達成できないと判断し、消防法第 17 条の 4 に基づく消防用設備等の設置命令を発動する方針を固め、平成 16 年 5 月 15 日に所有者立ち会いのうえ実況見分を実施した。

## 2. 違反処理の完結

命令の発動に向けて、実況見分調書、命令書及び標識等の作成を行い、準備を整えていたところ、6 月 2 日に所有者が消防設備士を同行し設備の設置相談があり、その後、自動火災報知設備及び漏電火災警報器を設置した。

また、屋内消火栓設備については、2 階の一部をデットスペース化し、かつ 2 階へ客が立入りできないよう措置し、当該設備の設置免除特例により違反是正が完結した。

## (事例 2 - 2) グループ検討

テーマ

〈 長期にわたる未是正対象物に対する違反処理 〉

### 1. 長期未是正違反対象物に対する指導のあり方

長期間、違反が継続している防火対象物に対する立入検査や違反是正指導等について検討してください。

### 2. 違反処理の進め方について

- (1) 解体予定や資金難などを理由とする関係者に対する違反処理の進め方について検討してください。
- (2) 設置指導にあたり、パッケージ型消火設備の設置指導も考えられるが、消防用設備等の設置指導に係る違反是正指導方法について意見交換してください。

### 3. 上位措置のタイミングについて

本事例における上位措置への方法やタイミングなどについて検討してください。

### 4. その他

各消防本部で、長期にわたる違反対象物はありますか。

また、存在する場合にどのような対応をしていますか。各消防本部の状況について情報交換し、対応について意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

※ 文中(1)ウ「特例基準の運用・・・」は「屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の代替設備の取扱いについて」(パッケージ型)